

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の検証・評価シート
(平成 28 年度)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～

中項目：（1）福祉サービスの充実と包括的な供給

小項目：① 福祉サービスの充実

所管課：介護保険課・くらし支援課・こども家庭局振興課・こども家庭局総務課

ア. 趣旨・目的

国や県、地域の動向を踏まえながら、計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を進めます。また、事業者等に対する各種研修の充実など人材育成の支援を行うとともに、人材の確保に取り組みます。すべての市民が適切に福祉サービスを利用できるよう、多面的な福祉情報の提供に努めます。

イ. 主な取組みの実施状況

①福祉・介護・保育人材の確保、定着に向けた取組み

（1）福祉人材の確保

○市民福祉大学の運営

‘こうべ’の市民福祉総合計画及び‘こうべ’の社会福祉協議会中期活動計画2020に基づき福祉人材の育成のための研修事業を推進している。その中で、施設従事者のキャリアアップと定着（離職防止）に向けた研修の新設・拡充をするため、平成28年度に既存研修の見直しを行い、平成29年度から研修体系の再構築を図る。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施状況	2,846人	3,350人	3,126人	3,163人	3,590人

※社会福祉事業従事者研修延べ参加者数

○「スキルアップ・福祉の仲間づくり研修」の開催

福祉・介護の仕事に携わる職員を対象に、「スキルアップ・福祉の仲間づくり研修」を開催する。講義や演習、受講者が自由に設定したテーマに沿って行う共同研究などを実施し、知識・技術の向上と職場を越えたネットワーク作りを支援することで、福祉・介護人材の育成と定着促進をはかる。（市民福祉大学へ事業委託）

○神戸市福祉人材確保施策懇話会

福祉・介護・保育人材の確保・定着に向けたさらなる施策の検討を目的とした福祉人材等に関する学識者と市内事業者による意見交換の場である有識者会議を立ち上げた。（2回開催）

（2）介護人材の確保

介護人材の確保・育成の取組みとして、23年度から市独自事業として、神戸市高齢者介護士認定事業を新たに実施。24年度からはケアマネジャーの能力向上のため、自立支援型ケアマネジメント研修を実施するとともに、25年度・27年度・28年度には少人数事業所のケアマネジャーを対象としたアウトリーチ型研修を実施。26年度には事業者団体と連携し、高校新卒者に特化した採用促進事業を実施するとともに、潜在的な介護人材を発掘するため、就労支援セミナー及び施設見学会を開催した。

また、シルバー人材センターと連携し、高齢者人材を介護分野の就労等に繋げる高齢者人材創出・就労支援事業を実施した。さらに、28年度には、介護現場を離れている介護福祉士等の復職を後押しする「介護職再就職支援講習会」を、兵庫県・（公財）介護労働安定センターと協調して開催した。

さらに、施設管理者や施設研修担当者を対象として、法令遵守・職業倫理・施設運営等に関する研修を実施し、事業所での適切な研修を実施させることで、福祉施設等における虐待や不適切な介護などを防止し、サービス水準の維持・向上を図っている。

（神戸市高齢者介護士認定事業）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施状況	37人	43人	28人	24人	33人

※認定証授与者数

（3）保育人材の確保

○保育人材確保対策貸付事業など

市独自で私立保育園等の職員給与改善のための補助事業や就職準備金貸付事業、保育補助者雇上支援事業、保育士資格を所持している未就業者（潜在保育士）に対する保育所復帰支援等の貸付事業を実施。

○保育士・保育所支援センターの設置・運営

神戸国際会館内に相談窓口を設け「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、市内私立保育園・認定こども園等の求人情報を収集、整理し、潜在保育士等に提供するなど、保育士と施設のマッチング支援を行っている。さらに、保育士の研修にも取り組んでおり、

- ①保育士養成施設の新規卒業者等を対象にした説明会の開催
- ②採用3年目程度までの保育士を対象とした就業継続支援のための研修
- ③潜在保育士がスムーズに職場に復帰できるよう再就職支援研修

を順次行っている。

②福祉・子育て情報の発信

(1) 福祉情報の発信

神戸市のホームページにおいて、介護保険制度に関する情報を集めた「神戸ケアネット」や高齢者・障害者施策の総合メニューのページを作成する等、探したい情報をすぐに見つけられるよう、情報発信の仕方を工夫している。

(2) 子育て情報の発信

○子育て応援サイト「ママフレ」

子育てに役立つ行政サービス情報や利用したい施設を検索できる子育て応援ウェブサイト「ママフレ」を運営し、子育て情報を発信している。平成29年1月にリニューアルを行い、トップページのデザインを一新したほか、子育て中のママ・パパの声を掲載したインタビュー記事や、年齢などの条件から利用できるサービスを検索できる機能を追加した。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施状況	12,105	40,989	60,293	81,236	150,428

※アクセス数

○「こうべ子育て応援メール」の配信

平成27年10月より、子育てに関する不安や悩みを軽減し、孤立化を防止するため、妊婦や乳幼児の親やその家族等を対象に、子どもの成長過程、定期健診情報、妊娠・子育て生活のアドバイス、子育てイベントなどの情報を、妊娠週数や月齢に応じてタイムリーにメール配信している。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
配信数(産前)	—	—	—	474	662
配信数(産後)	—	—	—	1,896	4,197

※各年度3月31日時点の配信数

ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価

今後高齢化が急速に進展していく中で、着実な福祉・介護人材の確保が必要なことから、国や県が実施している福祉人材確保策と連携・調整を図りながら、引き続き、潜在的介護職員の復職を支援する講習の実施や、介護現場への外国人受入れ制度のセミナーを開催するなど、人材確保・育成施策を進めていく。また、待機児童の解消に向けた保育定員の拡大に伴い、保育人材の確保が必要なことから、引き続き、潜在保育士の就職支援や現役保育士の就業継続支援を行っていく。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

市民福祉大学の施設従事者研修の新設・拡充の方向としては、特に就職後3年未満の離職率が高いことから、新任職員と中堅職員、それぞれがキャリアビジョンを描き、その段階に応じた必要な技術・倫理観を得られるような研修を実施する。

保育士の処遇改善において、平成29年度は、すべての保育士等を対象に2%（月額6千円程度）の処遇改善を行うとともに、技能・経験を積んだ保育士のキャリアアップの仕組みを構築したうえで、処遇改善をはかる。各施設が保育士を採用するにあたり、マンションやアパートを保育士宿舎として借り上げる場合、施設に対して借り上げた宿舎の家賃を助成し、保育人材の呼び込みをはかる。さらに、県内の保育士養成施設に通う学生の経済的負担の軽減を図るため、修学のための資金を貸し付ける制度を実施することにより、安定的な保育士確保につなげる。

オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～																								
中項目：（1）福祉サービスの充実と包括的な供給																								
小項目：② 包括的な相談支援体制の整備																								
所管課：くらし支援課・障害者支援課																								
ア. 趣旨・目的																								
<p>個別の専門機関・相談窓口だけでは十分な対応ができない多様化・複雑化する課題に対応し、また、社会的に孤立している人など、支援を行う側が地域に出向き早期に支援することができる仕組みや体制を構築していきます。</p>																								
イ. 主な取組みの実施状況																								
<p>①包括的な相談支援体制の整備</p> <p>本市では複合的な課題を抱える方への包括的な相談支援体制の構築を、平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行により各区に設置した「くらし支援窓口」と社会福祉協議会の「地域福祉ネットワークカー」を中心に進めている。平成 28 年度には、相談支援体制の強化として下記の取組みを実施した。</p> <p>（1）様々な福祉課題に対応するため、本庁組織の体制強化 平成 28 年度より保健福祉局総務部に「くらし支援担当部長」を新設した。</p> <p>（2）くらし支援窓口の体制・相談機能の強化 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、27 年 4 月に各区福祉事務所に「くらし支援窓口」を設置した。生活困窮者からの相談を広く受けるとともに、個別のニーズに応えるため、法に基づいた各種支援を実施している。平成 28 年度には各区に「くらし支援担当係長」を新設した。（11 名）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">24 年度</th> <th style="width: 15%;">25 年度</th> <th style="width: 15%;">26 年度</th> <th style="width: 15%;">27 年度</th> <th style="width: 15%;">28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,183 件</td> <td>2,635 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※生活困窮者自立相談支援の実績（相談実件数）</p> <p>（3）地域福祉ネットワークカーの配置によるアウトリーチ機能の創設 23 年度より各区社会福祉協議会に「地域福祉ネットワークカー」を 26 年度は新たに順次配置し、27 年度には全区配置が完了した。関係機関間のネットワーク構築に取り組んでおり、具体的には、「認知症高齢者や家族を地域で支えるための仕組みづくり」、「地域住民から排除を求められる方に対する支援」、「ふれあいのまちづくり協議会を単位とした福祉を考える場づくり」、「絆サポーター事業の推進」、「引きこもり中高年の自立に向けた支援」、「ちょっとした困りごとを地域で助け合う仕組みづくり」などに取り組んだ。 28 年度より「くらし支援窓口」のアウトリーチ・地域づくりを専門に担う地域福祉ネットワークカーを新たに配置した。（+11 名）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">24 年度</th> <th style="width: 15%;">25 年度</th> <th style="width: 15%;">26 年度</th> <th style="width: 15%;">27 年度</th> <th style="width: 15%;">28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置状況</td> <td>3 人</td> <td>4 人</td> <td>7 人</td> <td>9 人</td> <td>20 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※地域福祉ネットワークカー配置数</p>		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	実施状況	—	—	—	2,183 件	2,635 件		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	配置状況	3 人	4 人	7 人	9 人	20 人
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																			
実施状況	—	—	—	2,183 件	2,635 件																			
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																			
配置状況	3 人	4 人	7 人	9 人	20 人																			
<p>②専門機関のアウトリーチ機能</p> <p>障害者地域生活支援センターまで相談に来ることが難しい重度の障がい者に対し、区や関係機関からの情報提供や訪問依頼を受けて、訪問・面接を行い、障害福祉サービスの利用調整など必要な支援を行った。</p>																								
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞																								
<p>地域福祉ネットワークカーが各区において取り組んでいる分野は様々であるが、いずれの取組みも、既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズを汲み上げ、その課題解決を契機に従来つながっていなかった関係機関のネットワーク化を実現している。また、地域共通の課題について普遍化し情報共有することで、他の地域への波及に努めている。</p>																								

エ. 今後の方向性・新たな取組み

27年4月、各区福祉事務所に「暮らし支援窓口」が設置され、生活困窮者からの相談を受けている。28年度からは、地域福祉ネットワークが暮らし支援窓口のアウトリーチ機能を担い、両者が協力連携して、地域の生活困窮者に関する支援を行っている。

29年度は、暮らし支援窓口の相談支援員を増員し、全ての区・支所において複数配置としたことで、更なる相談体制の強化を図っていく。また、生活困窮者が身近な地域で活動できる「居場所づくり」「しごとづくり」を推進するなど、相談者の状況や特性に応じた支援の充実を図る。

オ. 委員の意見

1-(1)-②

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～					
中項目：（1）福祉サービスの充実と包括的な供給					
小項目：③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化					
所管課：くらし支援課					
ア. 趣旨・目的					
適切な福祉サービスの提供や地域福祉の推進のために、個人情報の保護と利用のバランスを考慮した情報共有のあり方について検討していきます。					
イ. 主な取組みの実施状況					
○災害時要援護者支援にかかる個人情報の取扱いについて 災害時要援護者支援にかかる個人情報の取扱いについては、25年4月に施行された「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、①名簿管理者を定めること、②個人情報の取扱いに関する協定の締結、③個人情報の安全管理措置を講じること、④目的外での利用・提供の禁止、⑤支援活動で知りえた個人の秘密の漏洩禁止について定められている。これらのルールを支援団体に対して説明を行い、個人情報の適切な管理を求めている。 また、支援団体に要援護者の個人情報を提供する際は要援護者から同意を得た方の情報を提供しているほか、条例に基づき、不同意の意思表示がない無回答の方は同意と推定し、支援団体に個人情報を提供することができる。					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施状況	20か所	30か所	42か所	49か所	56か所
※取組地区・団体数					
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞					
災害時の要援護者への支援については、政令市初となる条例が施行され、条例施行後4年間で新たに36地区・団体において取組みが始まっており、支援団体による適切な個人情報の管理が行えている。					
エ. 今後の方向性・新たな取組み					
災害時要援護者への支援の取組みを進めるためには、支援団体に適切な個人情報の管理が求められるため、今後も引き続き各地域へ出向き、個人情報の取扱いについての説明などを行っていく。					
オ. 委員の意見					

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～					
中項目：（1）福祉サービスの充実と包括的な供給					
小項目：④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止					
所管課：くらし支援課・障害者支援課・こども家庭局青少年課					
ア. 趣旨・目的					
<p>「くらし支援窓口」や地域福祉ネットワークをはじめとした関係機関の連携により、課題を抱えて地域から孤立している生活困窮者を早期に発見し支援につなげます。また、市内の関係部局間の連携を強化し、貧困の世代間連鎖の防止を総合的に推進します。</p>					
イ. 主な取組みの実施状況					
<p>景気低迷の長期化や雇用環境の悪化により、経済的自立が困難で生活に困窮する方が増える中、27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行された。</p>					
①くらし支援窓口の設置					
（検証・評価シート 1-(1)-②参照）					
②住宅支援					
<p>住居を喪失または喪失する恐れのある離職者に対し、住宅支援給付から引き続き、27 年度からは住居確保給付を行いながら就労の支援を実施した。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	482 件	324 件	278 件	154 件	151 件
※支給決定件数					
③就労支援					
<p>神戸市と兵庫労働局との間で協定を締結し、福祉事務所にハローワークの窓口を設置することで、ワンストップの就労支援事業を一体的に実施した。（25 年 2 月～垂水区、25 年 9 月～長田区、26 年 1 月～北区・須磨区、27 年 1 月～東灘区、平成 29 年 2 月～中央区、灘区）で実施。</p>					
<p>また神戸市とハローワークの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」により、生活保護受給者等（住宅支援給付対象者、生活困窮者も対象）の就労支援に取り組んだ。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	－	1,070 人	1,952 人	1,937 人	2,003 人
※生活保護受給者等就労自立促進事業利用者数					
<p>生活困窮者自立支援法に向けたモデル事業として、生活困窮者及び生活保護受給者の 39 歳までの若年層を対象とした「若年層の就労準備支援事業」を NPO への委託により実施し、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、稼働年齢層（15 歳～64 歳）に対象を拡大し「就労準備支援事業」を実施している。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	－	22 人	54 人	112 人	187 人
※就労準備支援事業支援者数					
<p>市内 4 か所に設置されている障害者就労推進センターにおいて、ハローワークをはじめとする関係機関と連携しながら障害者の就労支援に取り組んでいる。（相談件数 14,877 件、就職者数 215 名）</p>					
<p>その他、若年者の自立・就業を目的として、青少年会館内にて「こうべ若者サポートステーション事業」を実施し、心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行うことで、ニートやひきこもりなど社会的自立への阻害要因を抱える若者への心理面での自立支援に取り組んだ。</p>					
④学習支援					
<p>24 年度以降、生活保護世帯を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施してきたが、27 年度から対象者を生活困窮世帯に拡大し、学習支援及び保護者に対する養育支援を行っている。28 年度からは、全ての区（12 か所）で通年型による学習支援を実施している。（参加登録者 356 名、うち中学 3 年生 104 名の高校進学率 100%）（H28 年度は全市 12 か所で通年型を実施）</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	31 人	63 人	102 人	410 人	356 人
※参加登録者数					

⑤家計相談支援事業の開始

専門の相談員が家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じる。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

H28 年度から全ての区を対象に、予約制により家計相談支援員が巡回する。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	—	—	—	51 件

※新規利用件数

⑥子どもの居場所づくり

ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを地域の力を活用して進め、子どもたちの育ちを身近な地域で支援するため、地域団体等の多様な取り組みに補助を行う。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	—	—	—	16 団体 (うち食事支援 7 団体)

※補助団体数

ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>

③生活保護受給者・生活困窮者等への就労支援として、ハローワークの常設窓口設置を 7 区に拡大したことで、職業相談・職業紹介を一体的に行えるようになった。距離的な課題のある福祉事務所への設置が達成され、常設窓口を設置しない区では巡回相談を行うなど、就労支援事業の連携を図ることができた。青少年会館内にて実施している「こうべ若者サポートステーション事業」は、キャリア形成にかかる相談を含めた総合相談・支援、各種相談機関・窓口の案内を行うことで、ニートやひきこもりなど社会的自立への阻害要因を抱える若者の自立支援の第一歩となっている。

④「学習支援事業」については、平成 28 年度で支援対象となった中学 3 年生の高校進学率が 100%と、保護世帯の平均(94%)より上回り、事業の効果があったものと評価している。今後、対象となった子どもが高校卒業後に就労自立できれば、社会を担う人材の育成という側面で、将来的な効果も期待される。

エ. 今後の方向性・新たな取り組み

①27 年度に各区福祉事務所に暮らし支援窓口が設置されたことに伴い、全区に暮らし支援担当係長を配置した。28 年度には家計相談支援事業を開始し、全ての任意事業の実施に至っている。また、28 年度からは区社会福祉協議会の地域福祉ネットワークが暮らし支援窓口のアウトリーチ機能を担い、連携して生活困窮者への支援を行っている。今後も引き続き関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築していく。

③平成 29 年度より、各区役所での「しごと」に関する相談を、暮らし支援窓口に一元化するとともに、障害者就労推進センターの名称を「しごとサポート」にあらため、生活困窮者支援を踏まえた連携強化を図っている。

⑥こどもの居場所づくり事業については、事業実施日数を年間 50 日以上から 25 日以上とするなど、補助要件を緩和し、地域団体等が取り組みやすい制度とすることで、実施場所の拡大を図っていく。

オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：1. 市民が安全に安心してくらせるための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～

中項目：(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保

小項目：① 権利擁護／虐待防止の取り組み

所管課：市民福祉推進課・市民参画推進局男女共同参画課・こども家庭局こども家庭支援課

ア. 趣旨・目的

一人暮らしの認知症高齢者や障がい者のさらなる増加が予想されるなか、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の理解を深めるための広報・啓発、申立の支援などを進めていきます。また、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する実態把握と、その防止や早期発見、早期対応を図るため、迅速かつ的確な対応のできる体制づくりに努めます。

イ. 主な取り組みの実施状況

① 成年後見制度についての広報・啓発

神戸市成年後見支援センターでは、成年後見制度についての広報・啓発活動に努めるとともに、制度に関する相談を受け付けた。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	1,098 件	1,036 件	1,395 件	1,383 件	1,261 件

※成年後見制度に関する相談件数

24 年度に東灘区に開設された「成年後見の利用手続き相談室」を、25 年度には垂水区及び西区、26 年度には長田区、27 年度には中央区、28 年度には兵庫区に開設した。

② 市民後見人の養成

後見人の新たな担い手としてボランティアで後見活動を行う「市民後見人」の養成研修を引き続き実施、研修修了者を「市民後見人候補者名簿」に登録し、神戸家庭裁判所へ市民後見人候補者として推薦した。28 年度末時点で 30 名が市民後見人として後見活動を行っている。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	25 (16) 人	21 (21) 人		27 (26) 人	30 (30) 人

※市民後見人登録者数（カッコ内は 28 年度末現在）

③ 権利擁護事業

判断能力が不十分な人が安心して地域生活をおくってもらえるよう、こうべ安心サポートセンターを設置して、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の相談をおこなっている。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	527 人	570 人	603 人	614 人	619 人

※福祉サービス利用援助事業 年度末利用者数

④ DV 被害者支援

神戸市配偶者暴力相談支援センターでは、「女性のためのDV相談室」を開設しており、年末年始を除く毎日相談を受け付けている。また、啓発活動としては、市民や民生委員・児童委員にご協力いただいて作製したパープルリボンを相談窓口等が記載された啓発グッズに添えて、11月のパープルリボンキャンペーン(女性に対する暴力をなくす運動)で配布している。

⑤ 児童虐待防止対策

こども家庭センターでは、虐待に対応する体制の充実を図るとともに、こども家庭センターと各区に設置しているこども家庭支援室や警察、学校などの関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めている。

プロジェクト組織である「こども家庭支援室」では、保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、子ども虐待の早期発見・早期対応・その防止を目的として取り組んでいる。

11 月は「児童虐待防止推進月間」であり、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広く周知するとともに、市民へ児童虐待の防止や早期発見を呼びかけるため、オレンジリボンキャンペーンとして啓発活動を実施している。

ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>

①「成年後見の利用手続き相談室」については、24年度の東灘区開設に引き続き、西区、垂水区、長田区、中央区、兵庫区に開設し、受任前の後見人候補者についても、その意欲と獲得した知識を活用することができた。

②市民後見人については、23年度に1名の受任があつて以来、着実に実績を伸ばしており、その活動内容も家庭裁判所から高い評価を受けている。28年度末時点では、30名が後見活動を行っている。

④DV被害者からの相談件数については、年々増加しており、平成28年度は3,772件であった。よりきめ細やかで、被害者のニーズに沿った支援ができるように、相談体制を整えている。

DVの予防啓発については、リボン作製の協力個数が年々増えている。パープルリボン単独のキャンペーンだけでなく、児童虐待防止のキャンペーンと合同で啓発グッズの配布を行うなど配布先も拡充させている。

⑤オレンジリボンキャンペーンについては、28年度より新たな試みとしてオレンジリボンウォーク、ラジオ等での広報活動を実施し、より効果的な啓発活動を行った。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

成年後見制度利用促進法の施行に伴い、国がまとめた利用促進計画において、市町村の役割として「地域連携ネットワーク」の構築により成年後見制度の利用を必要とする人のニーズを把握すると共に利用開始後の支援を進めていくことが求められている。成年後見制度と同様、金銭管理や申込手続を支援する福祉サービス利用援助事業についても、地域連携の中の権利擁護事業として一体的に議論し、必要な方へ早期に支援を届ける体制整備等について検討し、利用しやすい制度となるよう努めていく。

④今後も引き続きDV被害者支援のための相談体制を充実させるよう努めていくと同時に、キャンペーン等を通じて、相談先の周知等にも努める。

⑤区こども家庭支援室については、29年度より虐待対応職員を配置し体制強化を図り、速やかな対応や再発防止に努めていく。

オレンジリボンキャンペーンについては、今後もより効果的な普及啓発活動を実施できるよう工夫していく。

オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：1. 市民が安全に安心してくらせるための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～					
中項目：(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保					
小項目：② ユニバーサルデザインのまちづくり					
所管課：人権推進課、障害福祉課、市長室国際部					
ア. 趣旨・目的					
誰もが安心して快適に暮らせる「人にやさしい・人がやさしい」ユニバーサル社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインの普及・啓発やバリアフリーの推進、障がい者の差別解消、マイノリティの理解促進とともに、建築物等のバリアフリー化を進めます。					
イ. 主な取組みの実施状況					
①障害者差別解消法施行にかかる取組み					
平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行にかかる下記の取組みを実施した。					
<ul style="list-style-type: none"> (1) 神戸市「障害者差別に関する相談窓口」開設 (2) 各機関の広報紙への啓発記事掲載など広報啓発 (3) 障害者差別解消法 研修講師派遣 (4) 神戸市職員対応要領の策定 (5) 神戸市障害者差別解消支援地域協議会 設置 					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	—	—	—	107 件
※相談件数					
②ユニバーサルデザインの普及・啓発					
市民が、講義やまち歩き、ワークショップなどを通じてユニバーサルデザイン（UD）について学ぶ「こうべUD大学」を開催するとともに（年間全 10 回+公開講座 1 回実施）、その修了者などが「こうべUDサポーター」として、小・中学校へのUD出前授業の講師となる出前事業の実施（年間 25～30 小中学校）、地域における UD 活動の取り組みを紹介する事例集を地域組織に配布するなど、UD の考え方が市民生活に浸透し、まちづくりがUDの視点をもって取り組まれるよう、さまざまな事業を実施した。					
このほか、様々な障害などによる移動上・利用上の制約などの理解を深め、その接遇の基本を学ぶ「心のバリアフリー研修」を行った（4 日間 11 講座）。					
③人権啓発事業					
年令、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つさまざまな個性や違いを越えて、暮らしやすい社会となるよう人権啓発に取り組んでいる。市民を対象とした映画会（ハートフルシネマサロン、親子映画大会）や講演会（市民のつどい）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用 DVD の貸出し等を行った。					
④在住外国人への支援					
コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおける外国人市民への生活相談や入国・在留及び行政手続きに関する専門相談及び区役所における電話による三者通訳を 7 か国語で、電話通訳では意思の疎通が図りにくい複雑な事例には同行通訳を 10 か国語で対応するとともに、NPO 等と連携して、日本語を学ぶ場の提供への支援に努めた。					
また、外国人患者の通訳派遣に係る経費を患者と医療機関で負担する医療通訳派遣システムを、24 年度より中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センターにおいて、27 年度からは新たに市内 2 病院（神戸大学医学部附属病院、兵庫県立こども病院）県立尼崎総合医療センターでも実施している（累計 1036 件）。					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況					
生活相談	6 か国語	7 か国語	7 か国語	7 か国語	7 か国語
三者通訳	6 か国語	7 か国語	7 か国語	7 か国語	7 か国語
同行通訳	6 か国語	6 か国語	10 か国語	10 か国語	10 か国語
※対応言語数推移					

その他、セミナーや研修等を実施することで、マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することがないように市民啓発に努めた。

ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>

障害理解を促進するため、広報紙 KOBE、婦人神戸、神戸新聞等への掲載のほか、リーフレットの作成及び配布、福祉フェア等でのパネル展示を行った。また、商工会議所や青年会議所を通して各会員への周知、事業者の研修における弁護士等の講師派遣を行った。そのほか、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に係る職員対応要領を策定し、全職員向け研修を行った。

「障害者差別に関する相談窓口」では、相談者からの話を単に聞くだけでなく、必要に応じて、相手方への状況確認や、法の説明を行い、可能な代替案の提供がないか等、建設的な対話が行えるよう努めるほか、他により適切な専門機関がある場合はつなぐなど、はしわたしの役割を果たし、平成 28 年度に受けた相談案件はすべて終結している。

また、他機関とのネットワークの構築により、相談窓口を相談者の一次的な受け皿として機能させるべく、神戸市障害者差別解消支援地域協議会を設置した。

在住外国人への支援については、多言語対応の充実として生活相談・三者通訳・同行通訳の対応言語数の拡大や、生活情報を多言語で提供している神戸国際コミュニティセンターのホームページ「神戸リビングガイド」へのやさしい日本語の導入などを進めている。また、増加する外国人観光客の防災・避難対策のため、市内ホテル・旅館等で多言語防災カードを配布するなど、時代のニーズに合わせた対応を行っている。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

障害のある人もない人も、共に生きる社会「共生社会」を目指して、障害や障害者の方への理解に向けた普及啓発活動を継続して行っていく。

マイノリティへの支援として、これまでの事業を継続するとともに、第 3 次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画及び平成 28 年 3 月に策定した神戸市国際交流推進大綱に沿って、マイノリティと称される市民への偏見や差別をなくし、共感や共生への理解を促進することで、今後も支援を行っていく。

オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌～フォーマルサービスの安定的供給～					
中項目：(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保					
小項目：③ 地域での居住の安定確保への支援					
所管課：住宅都市局住宅部住宅政策課					
ア. 趣旨・目的					
<p>誰もが安全・安心に住まうことができるよう、また、自分にあった住まい・住まい方を選択できるよう、高齢者等の住宅のバリアフリー化、ニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援、住宅セーフティネットの充実、地域等と連携した住環境の提供などに取り組みます。</p>					
イ. 主な取組みの実施状況					
① 「バリアフリー住宅改修補助事業」					
<p>高齢者等が現在のすまいに安全で安心して住み続けられるよう、住宅のバリアフリー化を進めている。要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者がいる世帯の住宅内（専有部分）のバリアフリー改修工事（手すり設置や段差解消など）への補助を行った。（累計補助実績 377 件）</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	—	77 件	156 件	144 件
「バリアフリー住宅改修補助事業」実績件数					
② こうべ賃貸住宅あんしん入居制度					
<p>神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）と関係団体を構成員とする神戸市居住支援協議会（23 年度設立）において、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るための「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」の創設を行い、26 年 10 月より受付を開始した。制度の開始にあたって、バリアフリー補助制度等とともに、各区あんしんすこやかセンターや民生委員児童委員協議会等へ情報提供を行う等、連携を図った。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	—	1 件	4 件	29 件
「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」実績件数					
③ 親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業					
<p>高齢期や子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援するため、離れて暮らす子世帯と親世帯が近居・同居する際の引越しに伴う費用を助成する「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」を実施した</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	54 件	90 件	75 件	110 件
「親・子世帯の近居・同居住み替え助成」実績件数					
④ サービス付き高齢者向け住宅（以下：サ高住）					
<p>平成 28 年度にサ高住にかかる市の取り組みの方向性を整理するため、サ高住の実態調査やヒアリングによって現状把握を行うとともに、その調査結果を基に、すまい審議会において誘導水準や方策のあり方について議論を行い、平成 29 年 3 月に「サ高住の良好な整備・運営に向けた方策のあり方について」をとりまとめた。</p> <p>（参考：実態調査内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居住者及び運営事業者アンケート調査 2. 先進事例等調査 3. 神戸市内運営事業者ヒアリング調査 4. 立入検査結果の整理・分析 					

ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>

- ①居住の安定確保への支援として、「バリアフリー住宅改修補助事業」を新設したが、26年度は発足初年度ということもあり、利用実績が少なかったが、広報の効果で27年度及び28年度については約150件の実績である。
- ②「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」について、住宅確保要配慮者の賃貸住宅へのさらなる入居の円滑化を図るため、制度利用対象者の拡充を行い、ひょうごあんしん住宅ネット制度を利用し入居できる住宅を登録できる仕組みを構築し、制度の普及啓発に努めた結果、平成28年度の利用実績が前年度より増加した。
- ③「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」について、アンケート調査等で意見がみられた市外への広報についても充実させ、市外からの転入実績をあげることができた。
- ④サ高住の制度創設から約5年が経過したが、高齢者人口の増加や介護保険制度の動向など、サ高住を取り巻く状況は刻々と変化していくと考えられる。とりまとめでは平成28年度末時点でのサ高住のあり方について方向性を示したが、取り組み等については適時必要な見直し等を行いながら、高齢者の居住安定確保を図っていきたい。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

- ①居住の安定確保への支援については、「バリアフリー住宅改修補助事業」に関して、29年度もすまいるネットと連携し、事業の利用・周知に引き続き取り組む。
- ②「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」についてより安定的なサービスを提供できる環境を整え、ニーズに合った制度の再構築が必要である。特に、提供するサービスの一つである連帯保証サービスについては、制度開始後多数の問い合わせがあるものの成約には至らず、実効性のある制度への改善が必要となっている。多様な選択肢を確保するため、サービスを提供する事業者の公募を検討し、安定的なサービスを提供できる環境を整えていく。また、連帯保証サービス等については、ニーズに合った制度へと再構築を行い利用促進に努めていく。また、住宅確保要配慮者の入居に理解のある民間賃貸住宅オーナーや不動産事業者から民間賃貸住宅の登録数を増やせるよう引き続き普及啓発を行う。
- ③「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」について、アンケート調査より、より効果的な広報の充実が求められていることが判明したため、市外への広報や不動産事業者に対しての広報についても充実させていく。
- ④サ高住については、継続した状況把握が必要であるため、立入検査や定期報告により、基準への適合や提供サービスの維持、運営の実態について確認していくなど、実態把握を継続的に行うと共に独自基準・ガイドライン・施策の検討を進めていく。

オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～
中項目：（1）市民が参画できる仕組みづくり
小項目：① 市民が参画しやすい環境整備
所管課：市民参画推進局市民協働推進課
ア. 趣旨・目的
<p>市民が地域福祉に参画するために、まずは、地域の実情や課題を共有することが必要です。地域に関するデータを分かりやすく提供していくとともに、専門家の派遣などによる、地域の合意形成に対する支援を行います。</p>
イ. 主な取組みの実施状況
<p>①地域コミュニティ施策 地域課題の多様化・複雑化、地域団体の役員高齢化など様々な課題を背景に、平成 28 年 3 月に「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」を策定し、総合的・自律的な地域コミュニティを実現するため、5つの行動指針（①地域特性尊重の原則②縦割り行政の弊害をなくして地域の負担を減らす③区役所の体制充実、支援者間やNPO等との連携強化④地域課題の共有と合意形成への支援⑤地域活動の担い手育成への支援）を定め、平成 28 年度は、その具体化に向けて市内に4つのプロジェクトチーム（補助金、プラットフォーム、コミュニティカルテ、担い手）を立ち上げ、議論を行った。</p> <p>②行政内部の連携強化 地域のコミュニティ施策に関わる市内の関係部署による担当者会議を実施し、縦割りになりがちな施策を「横につなぐ」取組みを進めている。 各区役所において、地域担当制により、地域の実情に応じて、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体の自主的な地域活動を効果的・効率的に支援している。</p>
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>
<p>【評価】 （補助金 PT）地域の負担軽減のため補助金の関係書類共通化の一部実施と窓口一元化を検討した （プラットフォーム PT）区内部や他部署との情報共有や連携について検討した （カルテ PT）モデル地域においてカルテ作りの試行実施及び、カルテ作りの手順書を作成した （担い手 PT）地域団体等で効果をあげている先駆的な取組みを集約した</p> <p>【課題】 他部署との調整や予算及び人員の確保が必要</p>
エ. 今後の方向性・新たな取組み
<p>①「地域組織基礎調査」の分析に基づき、概ね小学校区毎にGISを活用した地域コミュニティカルテの基礎データを作成する。地域に関する様々な情報を活用して区域ごとに集約・分析することにより、行政の重点的支援が必要な地域を抽出し、それぞれの実情に応じて、地域での課題解決に向けた取組みを支援する。</p> <p>②29年度からは、まちづくりに関する専門知識・経験を有する「地域コミュニティ支援アドバイザー」を活用して、区ごとに「地域コミュニティ支援者会議」を実施し、区役所・区社協・消防・環境・建設など各部門の地域支援者による情報共有等を行い、重点的・優先的に対策を講じるべき地域の抽出や必要な支援策の検討を実施する。</p>
オ. 委員の意見
<div style="border-bottom: 1px solid blue; width: 100%;"></div>

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～																								
中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策																								
小項目：① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり																								
所管課：介護保険課・健康政策課・高齢福祉課																								
ア. 趣旨・目的																								
<p>高齢者が見守りなどの地域活動に参加し、社会的役割を持つことは、健康づくりにもつながります。この意識啓発を行うとともに、高齢者が能力と意欲を発揮し、地域福祉の重要な担い手となるような活躍の場を創出し、担い手と活動をマッチングする仕組みをつくっていきます。</p>																								
イ. 主な取組みの実施状況																								
<p>①介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>65歳以上を対象として、一般介護予防事業を開始することとし、地域での介護予防を推進していく。具体的には、専門職を派遣するなどの介護予防メニューを実施する「地域拠点型」や、高齢者の閉じこもり防止、活躍・生きがいづくりの場を身近な地域に設置することを目的とした「居場所づくり型」等を展開し、健康寿命延伸に寄与していく。</p> <p>②認知症対策の推進</p> <p>誰もが認知症になりえることから、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができる「認知症の人にやさしいまちづくり」を推進していくため、G7保健大臣会合の「神戸宣言」を踏まえた市独自の認知症施策の方向性等を検討する有識者会議を設置した。</p> <p>認知症の早期診断・早期対応のための体制整備として、認知症の鑑別診断や急性期治療、専門医療相談などを行う認知症疾患医療センターを市内5か所に拡充するとともに、認知症初期集中支援チームの専門医である認知症サポート医を養成した（平成26年度4名、平成27年度23名、平成28年度34名を新たに養成。28年度末で全市89名を配置。）。</p> <p>③シルバーカレッジ</p> <p>シルバーカレッジは、高齢者の豊かな経験を生かして自らの可能性を拓き、平和でこころ豊かな共生社会の創造のために、社会に貢献することをめざして学びあう生涯学習の場を提供している。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">実施状況</td> <td>396人</td> <td>401人</td> <td>395人</td> <td>405人</td> <td>419人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※シルバーカレッジ入学者数</p> <p>④老人クラブ</p> <p>老人クラブは、子育て支援活動や地域における見守り活動等の地域福祉活動を実施しており、その活動に要する経費を補助している。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">活動団体</td> <td>514</td> <td>499</td> <td>487</td> <td>496</td> <td>489</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※老人クラブ団体数</p> <p>⑤市民推進員制度</p> <p>平成29年3月末現在で419人が登録している。市民推進員だよりを年6回（2月に1度）各健康福祉事務所や各出張所・連絡所を通じて市民推進員に配布し、健康に関する情報を提供している。また、1回/年市民推進員を対象として、健康に関する知識向上を目的としたセミナーを開催しており、市民推進員を通じた市民の健康増進活動の普及を行っている。</p>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	実施状況	396人	401人	395人	405人	419人		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	活動団体	514	499	487	496	489
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
実施状況	396人	401人	395人	405人	419人																			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
活動団体	514	499	487	496	489																			

ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>

- ①介護予防・日常生活支援総合事業（地域拠点型）について、小学校区に1箇所の設置を目指しているが、実施していない空白地域が存在する。
- ②認知症サポート医の養成は目標数を達成した。今後、29年度中に全市に拡大する認知症初期集中支援チームの専門医など、サポート医としての活動を推進していく。
- ⑤市民推進員制度は、419人の登録があるが、約半数の市民推進員の活動状況について、実態把握ができていない。市民推進員の活動のあり方の方向性について実態把握と検討をする必要がある。また、「市民推進員だより」が確実に市民推進員の手元に届いているか確認ができていない。確実に手渡せる体制に変更をする必要がある。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

- ①専門職による介護予防講座を行うなど、介護予防メニューを強化する。また、市内165箇所（小学校区に1箇所）の設置を目指す。
- ②医療・保健・福祉の専門家で構成する「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議」において、本市としての基本的な考え方や施策の方向性について検討を行う予定である。今後、有識者会議を複数回開催し、平成29年度中に条例案の上程を目指す。
- ⑤市民推進員の活動実態について把握を行う、任期が平成30年3月末までであるため、今後の意向調査も併せて行う。「市民推進員だより」について直接郵送を行い、確実に情報提供ができるようにする。また、セミナーについては継続し、引き続き健康に関する知識の普及につとめる。
- 健康創造都市 KOBE
全ての市民が健康になることをテーマにしたまちづくりを推進するため、健康創造都市 KOBE 推進会議を設立し（平成29年度）、WHO 神戸センターや医療産業都市との連携の成果を活かして、神戸らしい健康づくりの在り方を提唱し、市民と産官学の協働により、健康創造都市 KOBE の実現に向けて取り組んでいく。また、神戸健康づくり大使の委嘱、イベント開催などにより健康づくりの啓発・PRを実施する。WHO 神戸センターや研究者と連携して健康格差対策を検討する。

オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～																								
中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策																								
小項目：② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり																								
所管課：市民参画推進局市民協働推進課・教育委員会・くらし支援課																								
ア. 趣旨・目的																								
<p>若者や、働く世代の様々な活動を契機とし、地域福祉活動への参加に切れ目なくつながるよう、開かれた地域づくりを支援していきます。また、小中学生など次世代を対象とし、地域とのつながりの大切さへの理解など、福祉学習の推進に取り組みます。</p>																								
イ. 主な取組の実施状況																								
<p>①ワークキャンプ（市社協）</p> <p>中・高生を対象に、福祉施設での体験を通して福祉に対する関心・理解を深め、次世代を担う青少年の地域福祉活動への参加を促進するとともに、福祉を担う人材育成につながるよう、教育委員会及び市内福祉施設との連携により中・高生の福祉体験学習（ワークキャンプ）を実施している。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>1,535 人</td> <td>1,493 人</td> <td>1,692 人</td> <td>1,970 人</td> <td>1,553 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ワークキャンプ参加者数</p> <p>②若い世代の担い手</p> <p>若い世代をはじめとして、地域活動の担い手を育成・発掘するため、地域コミュニティ基礎講座・こうべまちづくり学校・ふたば縁塾など学習の場を提供する他、29 年度からは地域活動の担い手発掘・育成の好事例やアイデアを集約したものをホームページ等で発信していく予定ある。</p> <p>③学校における取り組み</p> <p>学校教育では、小学校 6 年間で、「地域の人々の仕事や学校における自分たちの役割等から学ぶ時期」と捉え、低学年では「まちの探検や家庭・身近な人の仕事調べ」など、身の回りの仕事や環境への関心や意欲の向上をねらい、高学年では街の施設や仕事調べ、校区の工場・商店や農家を訪ね自分たちの暮らしとの関わりを学ぶ取り組みを行っている。</p> <p>また、中学校では、「自分の将来を見つめた職場体験から学ぶ時期」と捉え、将来を見つめる前段階として、自分の夢や希望を実現させるために、「学習面」、「健康・体力面」、「日頃の生活」について自分を見つめた後、「職業調べ」や、社会人を学校に招いての「職業人の話を聞く会」の開催、「トライやる・ウィーク」、出前授業等の職場・職業体験を実施している。</p> <p> 《平成 28 年度》</p> <p> トライやる・ウィーク活動状況（中学 2 年生で実施）</p> <p> 参加生徒数 延べ 15,046 人</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【参考】トライやる・ウィーク参加生徒数による比率</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>職業体験活動</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>ボランティア・福祉活動</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>文化・芸術創作体験活動</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>農林水産体験活動</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> </div>		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	実施状況	1,535 人	1,493 人	1,692 人	1,970 人	1,553 人	職業体験活動	82.7%	ボランティア・福祉活動	9.2%	文化・芸術創作体験活動	2.7%	農林水産体験活動	1.7%	その他	3.7%	計	100.0%
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																			
実施状況	1,535 人	1,493 人	1,692 人	1,970 人	1,553 人																			
職業体験活動	82.7%																							
ボランティア・福祉活動	9.2%																							
文化・芸術創作体験活動	2.7%																							
農林水産体験活動	1.7%																							
その他	3.7%																							
計	100.0%																							
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞																								
<p>①参加者は、ワークキャンプに参加することにより、人と触れ合う楽しさと充実感を感じたり、自分を成長させる経験という認識が強く感じたという声が多く聞かれており、福祉人材の確保という点からも一定の成果をあげられていると考えられる。</p> <p>③校外活動や外部講師など、地域の協力や各種団体等との連携等を通じて、子供たちが様々な体験をしながら成長し、将来のことを考えるきっかけとなっている。</p>																								

エ. 今後の方向性・新たな取組み

①ワークキャンプやパワーアップワークキャンプに参加した生徒が、さらにそれぞれの体験を共有しあうワールドカフェを新規に実施した。今後は好評であったパワーアップキャンプ、ワールドカフェ事業を拡充し、さらに福祉についての関心を高める事業を展開する。

③引き続き、子供たちが様々な体験をしながら成長していけるよう、教育環境の充実を図っていく。

オ. 委員の意見

2-(2)-②

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～
中項目：（2）市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策
小項目：③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
所管課： 暮らし支援課
ア. 趣旨・目的
<p>社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人による地域社会への貢献が制度化され、施設等の強みを生かし、地域と連携してインフォーマルサービスの充実に寄与することが期待されます。行政も地域団体、NPO等とも連携し、制度の狭間への対応など様々な地域福祉課題に取り組んでいきます。</p>
イ. 主な取組みの実施状況
<p>①各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）について</p> <p>社会福祉法の改正に伴って社会福祉法人に「地域における広域的な取組み」を行う責務が明確化されたことを踏まえ、各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」の設置が進められている。</p> <p>設置に当っては、区を単位としており、各区社会福祉協議会がそのけん引役となりながら、制度の狭間の課題や子どもの貧困などの地域の課題に対して、「地域づくり」「支え合い活動」の地域基盤づくりとなっている。</p> <p>28 年度末時点での設置区 7 区（未設置の区においても設置に向けた協議が進んでいる）</p>
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞
エ. 今後の方向性・新たな取組み
<p>社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）については、協議会が具体的な取組みを進めるうえで、例えば生活困窮者等の社会的に孤立しがちな方々の早期発見や、身近な地域での支援・居場所の提供などについて、暮らし支援窓口を中心に、行政として連携していく。</p>
オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～					
中項目：（2）市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策					
小項目：④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開					
所管課：介護保険課・企画調整局政策調査課					
ア. 趣旨・目的					
<p>地域の福祉課題が複雑多様化する中、地域の力に加えて、企業・事業所等の協働による取組みを進めていく必要があります。</p> <p>地域の課題を企業のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）やCSV（Creating Shared Value：共有価値の創造の取組み）と結びつけることができるよう、取り組むべき課題を把握し、必要な活動につなげていきます。</p>					
イ. 主な取組みの実施状況					
<p>①介護予防カフェ</p> <p>ネスレ日本株式会社と神戸市が介護予防に関する連携協定を締結。「こうべ元気！いきいき！！プロジェクト」の一つとして実施するもの。地域住民が主体となり、高齢者が集まる場や機会にネスレ日本よりコーヒーマシンを無償で提供していただき、介護予防に関する健康情報などを得ることができる集いの場の立上げのための一つのツールとして実施。高齢者の閉じこもり防止、活躍・生きがいつくりの場が広く展開し、健康寿命延伸に寄与していく。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	—	39 か所	57 か所	59 か所
※ カフェの数					
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>					
<ul style="list-style-type: none"> ・区により実施か所数にばらつきがある。 ・介護予防に関して 1 企業のみでの連携協定となっているため、他企業とも連携し本プロジェクトを展開していく必要がある。 					
エ. 今後の方向性・新たな取組み					
<p>①「こうべ 元気！いきいき！！プロジェクト」の拡充し、更なる民間企業との連携による介護予防の展開を目指す。介護予防カフェの展開：市内カフェ 100 か所を目指す。</p> <p>○ソーシャル・インパクト・ボンド</p> <p>ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）（注）を活用し、糖尿病性腎症者の重症化予防を目的とした事業を実施し、医療費の適正化及び逸失所得の削減を図る。</p> <p>（注）SIB：民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果（社会的コストの効率化部分）を支払の原資とするもの。SIB には①社会的課題の効果的解決行政コスト・リスクの節減及び事業効果の見える化を実現（行政）②民間委託の拡大と資金調達の円滑化による事業機会、成長機会を増大（サービス提供者）③民間事業者の質の高いサービスを楽しむ（サービス対象者）④社会的課題解決への貢献経済的なリターンを獲得（民間資金提供者）といったメリットがある。</p>					
オ. 委員の意見					

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～																		
中項目：(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策																		
小項目：⑤ 学校を拠点とした地域交流																		
所管課： こども家庭局青少年課・教育委員会																		
ア. 趣旨・目的																		
<p>学校施設を拠点とした地域活動は、地域人材や世代間交流の場になります。学校施設が地域主体の生涯学習の拠点となるよう運動場や教室等の開放など、地域の子どもから高齢者までが集い交流する機会をつくっていきます。</p>																		
イ. 主な取組みの実施状況																		
<p>①学校施設開放事業</p> <p>学校施設開放事業は、昭和 40 年代から神戸市内の市立学校施設を学校教育に支障のない範囲で、現状有姿のまま地域住民の交流・生涯学習拠点となるよう施設利用を教育委員会が地域団体等の協力を得て運営していたが、平成 27 年度からは地域住民による自主事業と位置づけ、地域主体の活動として運営されている。中でも地域スポーツクラブや文化サークル等の活動は団体登録による施設利用がなされ、地域の子どもから高齢者までが集い交流する場となっている。</p> <p>《地域スポーツクラブの状況》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数</td> <td>166 クラブ</td> <td>166 クラブ</td> <td>167 クラブ</td> <td>164 クラブ</td> <td>163 クラブ</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>43,753 人</td> <td>43,740 人</td> <td>43,964 人</td> <td>43,415 人</td> <td>42,844 人</td> </tr> </tbody> </table>		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	クラブ数	166 クラブ	166 クラブ	167 クラブ	164 クラブ	163 クラブ	会員数	43,753 人	43,740 人	43,964 人	43,415 人	42,844 人
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度													
クラブ数	166 クラブ	166 クラブ	167 クラブ	164 クラブ	163 クラブ													
会員数	43,753 人	43,740 人	43,964 人	43,415 人	42,844 人													
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>																		
<p>地域の子どもから高齢者までが集い交流する場となっているが、総クラブ会員数は、前年度と比べて 571 人減となった。なかでも小学生の減少幅が一番大きく、少子化による児童数減少の影響が表れている。</p>																		
エ. 今後の方向性・新たな取組み																		
<p>児童数の減少により、各クラブ内で休部・廃部となっている種目が出てきているため、同種目のチーム統合や合同練習の実施等、活動を続けるための提案をクラブに行っていく。</p> <p>また、地域スポーツクラブ内の交流大会やイベントの開催やトップチームの試合観戦会（地域スポーツクラブデー）の開催など、地域スポーツクラブの魅力アップを図り、会員数の増にもつなげていく。</p>																		
オ. 委員の意見																		
<div style="border-bottom: 1px solid blue; width: 100%;"></div>																		

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～					
中項目：(3) 市民の活動が定着するための方策					
小項目：① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進					
所管課：市民参画推進局市民協働推進課					
ア. 趣旨・目的					
ふれあいのまちづくり協議会など既存団体のボランティア活動が継続するように、活動を評価するイベントの充実などの支援を行っていきます。制度の狭間で市民の福祉ニーズに寄り添う公益的なサービスが充実するようNPO等との協働を進めていきます。					
イ. 主な取組の実施状況					
①パートナーシップ活動助成					
市民の支え合い活動の充実に向けて、これまでの行政による制度だけでは対応できないような、多様化・複合化している地域課題の解決に向けて取組みを行っているNPO等市民団体に対して、「パートナーシップ活動助成」による支援を行った。(24年度以降累計23団体採択)					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施状況	11 申請中 5 団体採択	14 申請中 4 団体採択	11 申請中 4 団体採択	8 申請中 5 団体採択	17 申請中 5 団体採択
※パートナーシップ活動助成 実績					
②NPO法人設立・運営への支援					
NPO法人に関する専門的な知識を有している中間支援団体（特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸、特定非営利活動法人しゃらく）に、法人設立や運営について必要な情報の提供や助言を行う相談窓口の設置、及び説明会の開催を委託し、NPOの設立支援、及び円滑な法人運営への支援を協働で行った。					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
相談件数 (団体)	557 件 (93 団体)	596 件 (200 団体)	642 件 (209 団体)	463 件 (190 団体)	308 件 (159 団体)
説明会 参加者数	4 回 64 人	4 回 62 人	4 回 53 人	5 回 75 人	4 回 73 人
(参考) NPO法人設立認証件数					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認証件数	59 件	58 件	55 件	29 件	28 件
※認証件数					
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>					
平成 27 年度から、「単年度では自立が難しい場合があり、少額でも複数年度助成してほしい」とニーズに対応するため、新たに複数年度コースを設け、制度の充実を図った。					
エ. 今後の方向性・新たな取組み					
少子・超高齢化・人口減少社会を迎え、今後ますます市民活動の活性化が期待されるところであり、その推進のために制度の充実を図っていききたい。					
オ. 委員の意見					

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：2. 市民が地域福祉の主役になるために～市民の能動的参画の促進～					
中項目：（3）市民の活動が定着するための方策					
小項目：② 地域ボランティア活動の促進					
所管課： 暮らし支援課・こども家庭局こども青少年課					
ア. 趣旨・目的					
<p>地域福祉センターなど身近な場所に置いて、幅広い層の人々がボランティア活動に対する関心を持てるような取組みの機会を充実させていきます。また、有償型の活動など、ボランティア活動に参加しやすい条件整備についても検討していきます。</p>					
イ. 主な取組みの実施状況					
<p>①市民福祉大学、ボランティアセンター 市民福祉大学では、市民の福祉に関する理解と参加を推進するため、福祉に関する啓発セミナーやボランティア講座等を実施している。また、地域における福祉人材の養成・確保のため、市民、地域活動者、社会福祉従事者を対象とした多様な研修を実施しており、地域活動者対象研修においては、地域の相談力の向上のため、民生委員・児童委員を対象にスキルアップ研修を実施した。各区社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動の総合相談、情報提供、コーディネートなどを行っている。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	4,014 人	2,979 人	3,436 人	3,622 人	2,860 人
※市民福祉大学（市民対象講座）延参加者数					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	5083 人	4997 人	4592 人	4534 人	5,108 人
※市民福祉大学 地域活動者向け研修延べ参加者数					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	6,966 人	9,025 人	6,192 人	7,348 人	8,560 人
※区ボランティアセンター実施講座延参加者数					
<p>②拠点児童館におけるシニアボランティアの養成 拠点児童館は、昨年度に引き続き全市 7 館で、各館 20～25 人程度のシニアボランティアを養成。養成されたシニアボランティアは、区内の子育て講座で託児スタッフとして活動を実施。</p>					
<p>③ファミリー・サポート・センター センター事務局が子育ての応援をしてほしい（依頼会員）に子育ての応援をしたい人（協力会員）を紹介することで、地域の人が子育て中の人を応援する、会員同士の相互援助活動を実施。</p>					
◆活動実績					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	14,393 回	14,188 回	13,413 回	12,859 回	14,169 回
※活動件数					
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞					
<p>①市民福祉大学（市社協）では各区ボランティアセンターとの連携を進めている。具体的には春に各区で手話入門講座を行い、修了者の中で手話に興味を持った人が、秋に行われている市民福祉大学の手話講座（基礎編）に参加し、ステップアップできるような仕組みを作っており、効果をあげている。また、地域活動をする際のニーズに応じた研修を開催し、活動に必要な知識や活動方法を研修内で学ぶことができ、今日的な課題や地域福祉への理解を深める機会を提供できた。</p>					
<p>②各拠点児童館にて開催している専門講座については、参加者から高い評価をもらっている。</p>					
<p>③ファミリー・サポート・センター事業については、出張して講習会を実施し、また、子育ての応援をしたい人（協力会員）を主な対象としたサポート活動や子育てに活かせる講習会を拡充して実施した。</p>					

エ. 今後の方向性・新たな取組み

少子・超高齢化・人口減少社会を迎え、今後ますます市民活動の活性化が期待されるところであり、既存研修を見直し、ボランティア養成講座の新たなあり方等研修体系の再構築を図っていきたい。

福祉の担い手づくりについては、コミュニティビジネスを志向する市民や団体等への具体的な支援を実施するとともに、より多くの市民が福祉に関心を持ち、参加できるよう、様々な形で、ボランティアの養成等を行う。また、地域とNPO等が連携して課題解決に向けた取り組みが広がるような支援を引き続き行っていく。各局がおこなっている担い手育成講座については、重複を避け、市民目線で総合的・体系的に整理し、連携できる仕組みを作っていく。

オ. 委員の意見

2-(3)-②

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～
中項目：（1）新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（区単位のネットワーク）
小項目：① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応
所管課： 暮らし支援課
ア. 趣旨・目的
<p>地域福祉課題を解決する新たな仕組みや取組みを、多様な主体の話し合いを通じて施策に反映するための協議の場（地域福祉のプラットフォーム）が必要です。区社会福祉協議会がこのプラットフォームの中核的な役割を果たせるよう支援していきます。</p>
イ. 主な取組みの実施状況
<p>① 地域福祉ネットワーク事業</p> <p>ふれあいのまちづくり協議会、民生委員、児童委員、婦人会、その他の地域団体との連携を深めながら、地域福祉に関わる支援者全体の活動を向上させ、自立して課題の解決に向けて動ける地域づくりや、住民と専門職の連携を進めるなどの活動の支援を市社協・区社協が協働して行っている。</p> <p>また、地域の支え合いのしくみづくりを行う「地域福祉ネットワーク事業」を全市展開するため、区社協にネットワークカーを拡充配置した。（各区 2 名、北区、須磨区は 3 名）</p> <p>② 地域福祉ネットワークカーとの連携</p> <p>地域福祉ネットワーク事業に関わる職員の相互の連携・情報の共有化を進める「地域福祉ネットワーク事業担当者会」を開催し、市社協・区社協の連携と役割分担のもと、より効果的に事業を展開した。</p> <p>また、市社協・区社協がもつネットワーク機能を発揮し、民生委員・児童委員、ボランティアによる地域福祉活動と公的なサービスとの円滑な連携を図るため、あんしんすこやかセンターに配置された地域支え合い推進員によるささえあいネットワーク活動の充実に取り組んだ。</p>
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞
<p>ネットワークカーを中心として、子育てコーディネーター・生活支援コーディネーター・ボランティアコーディネーター・生活福祉資金相談員が連携し、単身となった障害をもつ方々への自立支援やひとり親世帯の子どもの居場所づくり、子ども食堂団体のネットワークづくりなどの「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を行った。課題の把握件数は 659 件、支援件数は 2,611 件となっており、一定の効果が挙げられていると考えられる。</p>
エ. 今後の方向性・新たな取組み
<p>ネットワークカーを中心に「地域におけるニーズとキャッチのしくみづくり」や「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」に取り組む。また、区社協との連携のもと、ふれあいのまちづくり協議会をはじめとした地域団体や専門機関、区行政と連携・協働を進め、小地域単位で住民同士が支え合える仕組みづくりに取り組む。</p>
オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～
中項目：（1）新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築（区単位のネットワーク）
小項目：② 地域を支える多職種・多団体とのネットワーク作り
所管課： 暮らし支援課
ア. 趣旨・目的
<p>複雑・多様化する地域課題に対応していくために、区域における多職種・多団体でつながるネットワークの一層の充実が求められています。区社会福祉協議会により多くの情報が集まるための仕組みづくりや、円滑で柔軟な支援ができる体制づくりを行います。</p>
イ. 主な取組みの実施状況
<p>① 地域福祉ネットワークのスキルアップ これまでの実績を踏まえ、事例集を作成するなど、地域福祉ネットワークをはじめ、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間で情報共有しながら、潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努めている。</p> <p>地域福祉ネットワークと同様の役割を担うコミュニティ・ソーシャルワーク（CSW）機能を有する職員が配置されている他市（尼崎市・伊丹市）と合同で、CSW研究会を基本的に年間3回実施し、コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割などを他市との比較の中で整理するとともに資質の向上等の課題研究を行った（24年度から累計16回）。</p>
<p>② 地域課題に向けた仕組み これまでに地域福祉ネットワークが把握した福祉課題から、例えば東灘区では「障がいのある子どもと保護者への支援体制づくり」、中央区では「外国籍児童への地域での支援体制づくり」など、課題を抱える地域とNPOをつなぎ、課題解決に向けた仕組みづくりを進めている。</p>
<p>③ 「地域福祉ネットワーク事業」事例集の作成 平成23年度からおこなっている「地域福祉ネットワーク事業」の今までの取り組みを関係機関や地域の方々に広く周知するとともに、地域福祉ネットワークのスキルアップを図ることを目的に、事業取り組み事例集を平成26年度に作成し、神戸市社会福祉協議会のホームページに掲載している。</p>
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞
<p>地域福祉ネットワークが各区において取り組んでいる分野は様々であるが、いずれの取り組みも既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズをくみ上げ、その課題解決を契機に従来つながっていなかった関係機関とのネットワーク化を実現している。</p>
エ. 今後の方向性・新たな取組み
<p>地域福祉ネットワークについては、27年度に全区への配置が実現し、28年度には「暮らし支援窓口」のアウトリーチ機能を専門に担う地域福祉ネットワークを新たに配置し（+11名により合計20名）、全区複数配置としている。暮らし支援窓口が開催する「支援調整会議」に出席するなど、地域における生活困窮者に対する支援の状況、及び地域づくりとネットワーク等に関して協議を行い、対象世帯の自立へ向けた支援に取り組む。今後、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間での情報共有をしながら、潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努め、地域の取組みを効果的に支援する体制づくりを強化していく。また、地域福祉ネットワークと区社協内のコーディネーターや地域の協力者との新たな連携のあり方などの検討を行っていく。</p>
オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～
中項目：（2）早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク）
小項目：① 地域における多様な主体による協議の場作り
所管課：障害者支援課・介護保険課・市民参画推進局市民協働推進課、こども家庭局こども家庭支援課
ア. 趣旨・目的
<p>地域の支え合い活動等で把握した課題の対応策を検討する、身近な地域における協議の場づくりを、区社会福祉協議会のコーディネーターが中心となって行います。地域課題を関係者で共有し、早期発見・早期解決できる支援策を検討するとともに、必要に応じて区単位の協議の場につなげます。</p>
イ. 主な取組みの実施状況
<p>①地域支援機能の充実 おおむね小学校区ごとに整備されている地域福祉センターを活用して、地域における福祉ニーズの発見や、関係機関等との連携による支援体制づくりを行っている。 各区自立支援協議会では、災害時避難訓練や、啓発活動等を実施している。また、市内5か所の障害者地域生活支援センターに配置している地域支援員を中心に、地域の関係機関・団体等と連携し地域活動を支援した。地域支援員の具体的な取組みとして、障害者の地域移行・地域支援に関する研修の実施、各地域における啓発事業等を実施した。</p> <p>②地域ケア会議の実施 地域団体や多職種が連携することにより住み慣れた場所で高齢者が住み続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムの構築を支援する仕組みや地域の課題を協議することを目的として、地域包括支援センター（以下、あんしんすこやかセンター）、区、市の3層の各段階で地域ケア会議を実施している。本市では、第6期事業計画期間内（平成27年度～29年度）に76センター全てのあんしんすこやかセンターで地域ケア会議を実施した。また、各区の地域ケア会議も29年度をめどに全区で実施する予定である。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会 要保護児童や特定妊婦等への適切な支援を図ることを目的に、各関係機関が連携を取り合うことで情報の共有化を図っている。 本協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の3層構造で、こども家庭支援室やこども家庭センター、保育所（園）などから構成されている。 「代表者会議」では年2回、神戸市における児童虐待等相談の状況やこども家庭支援室の活動についてなどの情報交換を行い、「実務者会議」では各区年2回、要保護児童対応事案についての検討や協議会構成機関による定例的な情報交換を行っている。また、「個別ケース検討会議」では、要保護児童の個別事例における具体的な支援内容について随時検討している。</p>
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞
<p>①各区自立支援協議会では、支援者のネットワークの構築や各区の実情に応じた課題解決のための協議が実施できている。地域支援員の取組みとして、地域移行・地域支援に関する支援者向けの研修を年3回実施した。</p> <p>②地域ケア会議実施により、認知症への理解が進んだり、地域で高齢者を支えていくためには互いにもどのようなことが出来るか、地域で出来ることは何か、民生委員児童委員、自治会、多職種が共に考えるきっかけづくりができた。また、高齢者支援のための地域の資源づくりとして、集いの場、通いの場の構築にも繋がっている。</p> <p>地域ケア会議を周知するため、今後もあんしんすこやかセンターによる地域への広報活動を積極的に行うよう指導していく。市としても、リーフレット作成など支援を継続的に行っていく。 また、地域ケア会議において、参加者の意見を引き出し、会議を一層実りあるものとするため、あんしんすこやかセンター職員を対象に、ファシリテーション研修を実施している。加えて、市では、地域ケア会議をあんしんすこやかセンター・区・全市の三層構造で構築し、あんしんすこやかセンターや区で</p>

実施する地域ケア会議において、地域課題を抽出し、全市の地域ケア会議で必要に応じて政策につなげたいと考えている。そのために、地域課題抽出の考え方についてのあんしんすこやかセンター職員向け研修を実施している。

③要保護児童対策地域協議会については、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の3層構造の会議が実施されているが、それぞれの会議の質を向上させていく必要がある。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

①今後も各区自立支援協議会の取組みを継続し、地域の課題について必要な取組みをすすめる。地域支援員は、継続して地域の関係機関と連携し、研修や啓発活動を実施する。

②今後は引き続き、地域ケア会議や地域包括ケアシステムについての広報を行い、地域の方との協議や身近にネットワークの構築ができ、地域住民の方が主体で会議を運営していけるような地域ケア会議の実施を目指す。

また、あんしんすこやかセンター職員の資質の向上や実践に役立つことを目的とした研修を企画実施し、地域ケア会議の充実を図る。

③要保護児童対策地域協議会については、会議の内容・頻度・構成員等を再検討し、より効果的な協議会の場になるよう考えていく。

オ. 委員の意見

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～																										
中項目：(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク）																										
小項目：② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携																										
所管課：市民参画推進局市民協働推進課																										
ア. 趣旨・目的																										
ふれあいのまちづくり協議会による地域の福祉・交流活動を通じ、支援を必要とする人の早期発見や様々な課題の把握が期待されます。福祉に関する困りごとを相談できる場づくりなど、お互いが助け合う仕組みづくりの取組みを支援していきます。																										
イ. 主な取組みの実施状況																										
<p>①福祉情報提供・身近な相談機能づくり</p> <p>ふれあいのまちづくり協議会（以下「ふれまち協」）は、概ね小学校区域において、自治会、婦人会、民生委員児童委員協議会などの地域団体の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施している。</p> <p>ふれまち協への助成のメニューとして、「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」及び「地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）」を設定している（23年度から）。</p> <p>「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」は、住民にとって身近な場所にある地域福祉センターにおいて、福祉情報の提供、身近で簡単な相談の実施などに対して助成するもので、17地域で身近な相談機能づくりに取り組んだ。具体的には、ふれまち協のスタッフや民生委員、あるいは、あんしんすこやかセンター職員などの専門家と協力して、地域福祉センターで相談会を実施した。ふれあいサロンなどの既存行事の中で相談コーナーを設けてよろず相談や子育て相談等を実施するなど、工夫しながら取り組んでいる地域もある。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>8団体</td> <td>16団体</td> <td>15団体</td> <td>16団体</td> <td>17団体</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ふれあいのまちづくり協議会 福祉情報提供・身近な相談機能づくり 実施団体数</p> <p>②地域での支えあい仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）</p> <p>身近な圏域で、ちょっとした困りごとなどについて、住民同士で支えあえる仕組みづくりに対して助成を行う。具体的には、高齢者や要援護者に対し、電球の交換・掃除・洗濯・買い物支援・通院の介助・庭の手入れ・ゴミ出しなど、ちょっとした困りごと地域で支援をしていく仕組みづくりに取り組んだ。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>5団体</td> <td>5団体</td> <td>4団体</td> <td>3団体</td> <td>3団体</td> <td>3団体</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※実施団体数</p>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	実施状況	8団体	16団体	15団体	16団体	17団体		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	実施状況	5団体	5団体	4団体	3団体	3団体	3団体
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																					
実施状況	8団体	16団体	15団体	16団体	17団体																					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																				
実施状況	5団体	5団体	4団体	3団体	3団体	3団体																				
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>																										
定例的な活動として定着してきており、高齢者などの情報やニーズの把握につながっている一方、担い手の人材不足や、高齢化により新規事業に取り組む余力がないふれまち協があるのが課題である。																										
エ. 今後の方向性・新たな取組み																										
<p>地域福祉センターをより身近で充実した場所として、福祉情報の提供及び身近な相談の窓口として定着するよう、継続的に地域に取り組んでいただく。</p> <p>また、既に実施している地域での取組みを分析し、地域の実情に応じてできることから始めてもらうことにより、実施地域の拡大につなげていく。</p> <p>ふれまち協での実施が困難な地域については、あんしんすこやかセンターなど他の社会資源との連携や新たな支援の方法などを検討していく。</p>																										

3-(2)-②

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～					
中項目：(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク）					
小項目：③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援					
所管課：くらし支援課					
ア. 趣旨・目的					
<p>民生委員は、住民からの相談や訪問活動などをはじめとした様々な活動を行っており、地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。民生委員が、地域住民に寄り添いながら、その役割を最大限に発揮できるように、活動を支援していきます。</p>					
イ. 主な取組みの実施状況					
<p>① 民生委員活動のスキルアップ</p> <p>民生委員は、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手として、地域のひとり暮らしの高齢者や障害者の訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を担っている。今後さらに増加が見込まれる福祉ニーズに対応するために、市民福祉大学において、民生委員のキャリアや立場に応じた様々な研修を実施し、民生委員活動のスキルアップを図った。</p> <p>平成 28 年度は新任研修 1 回、中堅研修 1 回、児童委員研修を 1 回、主任児童委員研修を 1 回、地区民生委員児童委員協議会会長・副会長研修 1 回、スキルアップ研修を 1 回開催。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	7 回(1,699 人)	6 回(1,988 人)	7 回(1,670 人)	7 回(1,633 人)	6 回(2,024 人)
※民生委員研修開催回数（延べ人数）					
<p>② 広報</p> <p>また、市民の民生委員に対する信頼感が向上し、適切な活動が推進されるよう、民生委員の活動について、広報紙へ掲載（28 年度は一斉改選にあたり、全民生委員の名簿を区民版に掲載）や PR カード等の配布などにより、市民に幅広く広報するよう努めた。</p>					
<p>③ 民生委員の負担軽減</p> <p>民生委員の行政協力事務や証明事務などの民生委員業務の見直し（棚卸し）を実施し、負担軽減に努めた。また、活動費について、交付税措置額のほか市単独で実費弁償費の引き上げを行った。</p>					
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞					
<p>近年、複雑・多様化している地域福祉課題や福祉関係法令の施行や改正に対応するため、それらの内容に即した研修を実施して、民生委員活動のスキルアップにつながる支援を行ったほか、民生委員の委嘱時の広報紙への掲載、チラシ・PR カード等の配布などの啓発（平成 28 年は一斉改選にあたり、より啓発活動を強化）により、市民に対する民生委員の活動の周知を進めた。さらに、民生委員の負担軽減に向け、国・全国民生委員児童委員連合会の検討と併せ、市独自に業務の見直しを実施し、職務に専念できる環境整備に取り組んだ。</p>					
エ. 今後の方向性・新たな取組み					
<p>今後ますます増加する、制度の狭間や、複合的な地域福祉課題をもつ生活困窮者や貧困家庭等に対応できるよう、引き続き民生委員活動の支援を図ってまいりたい</p>					
オ. 委員の意見					

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～					
中項目：(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築（身近な地域におけるネットワーク）					
小項目：④ 医療・福祉の幅広い連携					
所管課：介護保険課・地域医療課					
ア. 趣旨・目的					
子どもから高齢者、障がい者まで、地域（在宅）で医療・福祉サービスを必要とする人が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つために、地域の医療・介護関係者の連携強化を図ります。また、それらの専門職と地域住民組織等との連携を進め、在宅医療・看護・リハビリ・福祉サービス・見守り・支え合い活動等のさらなる充実につなげていきます。					
イ. 主な取組みの実施状況					
① 地域包括ケアシステムづくり 高齢者の介護について、医療・介護の連携強化のため、医療・介護関係者及び行政からなる「神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会」を開催し意見交換を行った。また、地域包括ケアを推進するため、地域ケア会議を76箇所全てのあんしんすこやかセンターが実施した。					
② 医療・介護の一体的サービス 医療と介護のサービスを一体的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、市内の全9区各1事業所（北区、西区は2事業所）の体制が整ったことにより、実践的な医療・介護連携の取組みが進んだ。					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施状況	5事業所	9事業所	9事業所	11事業所	11事業所
③ その他 平成28年12月1日より、在宅医療と介護を結びつける連携拠点として、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談受付や多職種連携会議の開催を行う「医療介護サポートセンター」を4区（5カ所）に設置した。 「神戸在宅ケア研究所」について、神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として、「医療介護サポートセンター」に設置するコーディネーターの確保・育成をはじめとする新たな事業に取り組んでいくため、平成28年4月1日より「神戸在宅医療・介護推進財団」に名称を変更した。					
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞					
医療と福祉の連携については、「神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会」を設置し、医療と介護の連携強化をはじめ地域包括ケア推進に向けた検討体制を構築することができた。また、地域ケア会議モデル事業の実施により、あんしんすこやかセンターが中心となって、区や日常生活圏域における多職種間連携の課題を抽出することができた。さらに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が全区に整備されたことにより、医療と介護の連携における実践的な取組みが進んだ。 「医療介護サポートセンター」の設置により、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を進めた。また、「神戸在宅医療・介護推進財団」の発足により、地域包括ケアシステム構築の体制強化が図られた。					
エ. 今後の方向性・新たな取組み					
医療と福祉の連携については、日常生活圏域レベルの地域ケア会議や全市レベルの地域包括ケア推進部会等において、多職種のネットワークの構築や情報共有方法等より具体的な連携方策の検討などを行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、事業者と連携しながら、普及に向けた取組みを進める。また、28年度に市内4区5カ所設置した「医療介護サポートセンター」を、29年度に全区に設置し、在宅医療・介護連携の取組みを推進していく。					

3-(2)-④

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～					
中項目：(3) プラットホームを活用した福祉課題への取り組み					
小項目：① 「地域支え合い活動」の充実					
所管課：くらし支援課・介護保険課					
ア. 趣旨・目的					
<p>地域で援助を必要としている人を住民同士で見守り支え合える地域づくりが求められています。この「地域支え合い活動」の充実を図るとともに、市民・事業者・行政の協働により、実態に即した見守り・支え合い活動を検討し、活動の過程で見つけた地域福祉課題を新たな支援の仕組みづくりにつなげていきます。</p>					
イ. 主な取り組みの実施状況					
<p>市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者等の実態に即した見守りや支え合いを進めるため、様々な取り組みを行っている。</p>					
①地域見守り・支え合いシステム					
<p>あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員（28 年度末現在 78 名）見守り推進員を配置し、地域における見守りを中心的に担っている民生委員や友愛訪問ボランティア等と連携・協働を図りながら、住民相互に見守りや支え合いができるようなコミュニティづくりを支援する神戸市独自の地域見守り・支え合いシステムを展開している。</p> <p>また、あんしんすこやかセンターの出張所的な役割として、高齢化率の高い公営住宅等にあんしんすこやかルームを設置（28 年度末現在 42 か所）し、見守り推進員を配置（同 53 名）して、コミュニティづくりや見守りを行っている。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	48,196 世帯	46,090 世帯	40,332 世帯	39,716 世帯	39,591 世帯
※見守り支援者による見守り訪問世帯数					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	327 か所	322 か所	313 か所	307 か所	288 か所
※育成支援コミュニティサポートグループ数					
<p>その他、ガスメーター等の I C Tを活用した見守りサービス事業（28 年度末現在 134 台設置）により、見守り活動を補完している。</p>					
②民間事業者との連携					
<p>日常的に高齢者と関わりのある民間事業者を活用した見守り体制の協力事業者として、配達事業者のほか、高齢者が利用する機会の多いコンビニエンスストアや住宅管理事業者、金融機関にも対象を拡充し、事業者と協定を締結し、ひとりぐらし高齢者等の安否を確認し、異常を察知した場合にはあんしんすこやかセンターへ通報する体制づくりを進めた（28 年度末現在 30 事業者と協定締結）。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	49 件	73 件	47 件	54 件	63 件
※協力事業者による通報件数					
③啓発					
<p>高齢者の地域見守り活動について、より幅広く市民に関心を持ってもらうために公募により決定した高齢者地域見守りキャラクターを活用した啓発チラシやグッズを作成し、高齢者の地域見守りの普及・啓発のため活用した。</p>					
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>					
<p>平成 27 年度より地域支え合い推進員を配置することにより、見守り活動を発展させ、住民相互に見守り支え合えるような地域づくりを始めることができた。新たな協力事業者が増え、地域に見守りの目を増やすことができた。</p>					

エ. 今後の方向性・新たな取組み

今後さらに高齢化が進み、単身高齢者等気になる高齢者が増えると予測される中で、さらに地域住民主体の支え合い活動を推し進めていく。

高齢者自身を含めた多くの市民が見守りや地域活動の担い手となるように、あんしんすこやかセンターや地域支え合い推進員を中心が中心となり、地域住民や関係者に働きかけていく。

また、高齢者に限らず、障害者を含めて災害時に支援が必要となる方を把握し、平常時から見守りができる体制を整備していく。

オ. 委員の意見

3-(3)-①

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～					
中項目：(3) プラットホームを活用した福祉課題への取り組み					
小項目：② 災害時における要援護者への支援体制の整備					
所管課：くらし支援課・市民福祉推進課					
ア. 趣旨・目的					
<p>地域における災害時要援護者支援体制づくりを地域の実情に応じて支援するとともに、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、当事者の参画のもと、避難所等での配慮のあり方の検討や拠点的功能を持つ福祉避難所の充実など災害対応力の強化を図ります。</p>					
イ. 主な取り組みの実施状況					
①要援護者の避難体制づくり					
<p>25 年 4 月に施行された「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」に基づき、災害時に高齢者や障がい者などの支援を要する市民が安全に避難できるよう、関係機関との情報共有や地域主体の共助の取り組みによる避難体制づくりへの支援を行っている。</p> <p>取り組みの啓発のため、25・26 年度はリーフレット等を作成し、支援団体の担い手となる防災福祉コミュニティ、ふれまち協、民生委員・児童委員協議会などに対して様々な機会をとらえて周知に努めた。また、取り組みを始める地区に対して、先進地区の代表者に取り組み事例を紹介してもらう「講師派遣」や、防災訓練の計画づくりといった具体的な取り組みを形にするための「専門家派遣」など、地域の実情に応じた支援を行った。27 年度は新たに、災害時要援護者支援シンポジウムを開催し、条例や先進取り組み地区の活動の紹介、個人情報取り扱いについての説明などを行った。28 年度はさらに支援団体の増加に努め、29 年 3 月末現在、56 地区・団体で取り組みが始められている。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	20 か所	30 か所	42 か所	49 か所	56 か所
※取組地区・団体数					
②福祉避難所の整備					
<p>一方、要援護者の避難生活の支援として、小中学校などの避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方の二次的な避難所として、地域福祉センターや老人福祉施設等を福祉避難所として指定しており、26・27 年度は宿泊施設や大学等との指定を進め、28 年度は障害者施設等との協定を進めた。29 年 3 月末時点で 357 施設となった。</p>					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	320 か所	320 か所	330 か所	335 か所	357 か所
※施設数					
<p>25 年度は老人福祉施設への防災行政無線の設置や地域福祉センターのバリアフリー化など環境整備を進め、26 年度以降、簡易ベッドや簡易トイレ、流動食など要援護者用物資の備蓄を行っている。あわせて、25・26 年度にかけて、民間企業や団体と物資や要援護者の移送に関する災害協定を締結し、福祉避難所等における要援護者の支援の充実に努めた。</p> <p>また、28 年度には要援護者の初動受入れと生活支援を行う基幹福祉避難所を市内 12 か所に指定した</p>					
ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>					
<p>災害時の要援護者への支援については、政令市初となる条例が施行され、要援護者を支援する理念や支援団体の役割が規定されたことで、広く市民に注目されることとなり、条例施行後の 4 年間で新たに 36 地区・団体において取り組みが始められている。</p>					
エ. 今後の方向性・新たな取り組み					
<p>災害時の要援護者への支援については、地域の共助の取り組みが進むよう、今後も引き続き各地域へ向うき、条例や先進取り組み地区の活動の紹介、個人情報の取り扱いについての説明などを行っていく。また、避難所生活において特別な配慮の必要な要援護者に公正な対応ができるよう、要援護者用物資の備蓄を行うほか、福祉避難所のマニュアル整備や・基幹福祉避難所のあり方の検討を行うなど、要援護者の支援の充実に努める。</p>					

3-(3)-②

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：4. 市民が地域社会でいきがいを覚えるために～「しごと」と生活の安定～					
中項目：（1）誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり					
小項目：① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開					
所管課：介護保険課・くらし支援課・市民参画推進局市民協働推進課・勤労市民課					
ア. 趣旨・目的					
市民の支え合いによるサービスが提供される仕組みであるコミュニティビジネスを推進し、また、ニーズが高まる生活支援サービスの充実を図ることにより、地域に雇用、または必ずしも雇用契約に基づく一般的な就労に限らない多様な「しごと」を創出していきます。					
イ. 主な取組みの実施状況					
① 介護予防・日常生活支援総合事業					
平成 27 年度の介護保険制度の改正により、比較的軽度である要支援者の方が利用するサービスのうち訪問介護と通所介護について、国が定める全国一律のサービスから、市町村が地域の実情にあわせて独自の事業として実施する総合事業へ移行することとなった。					
総合事業は、地域の実情に応じて、NPO や民間企業、ボランティアなどの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指している。					
地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、地域活動の担い手養成として「生活支援・介護予防サポーター養成研修」を実施した。研修修了後、地域団体への参加や新規グループの立ち上げ支援を行っている。					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	—	—	69 人	168 人	211 人
※生活支援・介護予防サポーター養成研修修了者数					
② ソーシャルビジネスを支援する取り組み					
コミュニティビジネス（注 1）を含むソーシャルビジネス（注 2）に取り組もうとしている団体を支援した。					
また、先進的に実施しているソーシャルビジネス事業にビジネスマーク認証を行っている。					
また、25 年度よりソーシャルビジネス推進助成制度を実施した。					
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施状況	ビジネスマーク 認証 スタートアップ 1 事業 モデル 2 事業	ビジネスマーク 認証 スタートアップ 1 事業 モデル 2 事業 推進助成 準備創業期 3 事業 発展期 1 事業	ビジネスマーク 認証 スタートアップ 1 事業 モデル 0 事業 推進助成 準備創業期 2 事業 発展期 1 事業	ビジネスマーク 認証 スタートアップ 3 事業 モデル 0 事業 推進助成 準備創業期 1 事業 発展期 1 事業	ビジネスマーク 認証 スタートアップ 2 事業 モデル 0 事業 推進助成 準備創業期 1 事業 発展期 3 事業
※ビジネスマーク認証・ソーシャルビジネス推進助成 実績					
③ 研修の実施					
また、神戸いきいき勤労財団では、コミュニティビジネスの起業に関心のある方々を対象に、先進事例の紹介や事業計画の立て方、事業の立ち上げまで支援を行う「コミュニティビジネス実践講座」について、地域課題の解決に取り組む人材育成を目的とする「社会貢献塾」と連携する形で開催し、地域活動リーダーの育成を図った（参加者数 37 名）。					
（注 1）「コミュニティビジネス」：福祉、子育て、教育、まちおこしなどの地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。					
（注 2）「ソーシャルビジネス」：貧困問題、まちづくり等の社会的課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動のこと。					

ウ. 課題・評価<所管部局による自己評価>

ソーシャルビジネス推進策の実施にあたっては、24年度以降、各支援機関との協働により実施しており、25年度からソーシャルビジネス推進助成を新たに実施した。また、学識経験者、各支援機関、先輩起業家等で構成する「ソーシャルビジネス推進委員会」を開催し、推進委員の意見を踏まえて広報の充実など推進策の改善を行っている。

コミュニティビジネスに関する研修・講座の開催については、受講者の中から実際にグループの立ち上げや準備を行う人が出るなど、具体的な成果があがっており、地域活動リーダーの育成にもつながっている。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

- ①地域における活動を安定的に継続していくために、平成 29 年度より、生活支援・介護予防サポーター養成研修に併せて、「生活支援・介護予防サポーター養成研修（グループリーダー研修）」を実施する。
- ②社会的課題解決に取り組むソーシャルビジネスに関しては、今後も各支援機関との協働によってソーシャルビジネス推進策を実施していくとともに、ソーシャルビジネス推進委員、KOBESOE ソーシャルビジネスマーク認証団体等の意見を踏まえ、さらなる広報の充実、新規事業の導入などより良い推進策となるように検討を進める。

オ. 委員の意見

4-(1)-①

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 検証・評価シート（平成 28 年度まで）

大項目：4. 市民が地域社会でいきがいを感ずるために～「しごと」と生活の安定～
中項目：（１）誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり
小項目：② 多様な働き方の確保
所管課：くらし支援課・障害者支援課・市民福祉推進課・経済観光局経済政策課
ア. 趣旨・目的
各分野別に行う就労支援による就業機会の拡大をはじめ、企業・NPO・社会福祉法人等との協力のもと、一般的な就労が困難な人に対する働く場、訓練の場である「中間的就労」の展開や、子育てや介護等と就労を両立できる環境整備、社会参加への対価が得られる「しごと」の創出など、多様な働き方の確保に取り組みます。
イ. 主な取組の実施状況
①シンポジウムの開催 障がい者、高齢者、あるいはひきこもりの若者など様々な生活課題を抱えた方が、「しごと」（就労や地域活動などへの参加）を通じて、社会とつながることを目指すにあたり、市民・事業者・行政はそれぞれの立場でどのようなことができるかなどを市内の福祉や支援就労に取り組む各関係者、地域活動に取り組みされている方等が集まり、一緒に考えていただくイベント（地域で「はたらく」キックオフ！シンポジウム）を開催した。
②障害者の短時間雇用の創出に向けた取り組み 多様な働き方の選択肢として、短時間雇用（週 20 時間未満雇用）の導入促進に向け、「障害者の短時間雇用創出に向けた懇話会」を平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月にかけて開催し、神戸市における短時間雇用創出の取り組みの進め方について議論をいただいた。
③就労訓練事業所の認定 直ちに一般就労を目指すことが困難な生活困窮者に対して、一般就労に向けた支援付きの就労の機会を提供し、一般就労に就く上で必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所を認定することで、生活困窮者の円滑な就職及び世帯の自立の助長に寄与する。 認定就労訓練事業所数（28 年度末時点）1 か所
④多様な働き方の推進 28 年度より新たに、子育てや介護、あるいは自身の障害といった様々な理由から「出産・育児・介護等」と「仕事」の二者選択を迫られる状況を緩和し、また、女性・高齢者・障害者等の就業機会を拡大するため、市民向けにクラウドソーシング、企業向けにテレワークを推進するセミナー等を行った。 （市民向け：セミナー及び PC を使った実践講習会、企業向け：セミナー、講習会、導入支援）
ウ. 課題・評価＜所管部局による自己評価＞
②障害者の短時間雇用は、障害特性に応じた働き方が可能となり、就業機会の拡大をもたらす就労形態であることから、「障害者の短時間雇用創出に向けた懇話会」の意見も踏まえ、企業や大学、ハローワーク等の関係機関と連携しながら具体的に進めていく必要がある。このほか、様々な施策を通じて、障害者の働く意欲を引き出すことができる多様な働き方の創造に取り組む必要がある。
③就労訓練事業の認定については、事業所の自主事業としての位置付けとなっており、市の役割としては、事業実施する社会福祉法人等に対して就労訓練事業所としての認定を行うものとなっている。事業の周知啓発や、事業所への支援対象者のマッチングが課題となっている。
④市民向けのクラウドソーシングセミナーについては 138 名の参加があり、PC を使用した実践講習会参加者の半数近くが、実際に仕事を受注するなど、多くの市民に対して時間や場所にとらわれない新しい働き方を紹介することができた。
一方で、企業向けのテレワーク推進については、企業側でのセキュリティ対策や社内制度等が十分でなく、導入に向けては多くの課題があることが明らかになった。

エ. 今後の方向性・新たな取組み

②障害者の短時間雇用の創出に向けた取組みについて、民間企業等における短時間雇用の導入促進を図るため、29年度においては、(1)市内企業の実態把握(2)協力企業の開拓、企業と障害者とのマッチング(3)企業・大学・就労支援関係機関等の実務者からなる「障害者の短時間雇用推進会議」の開催(4)市役所内における短時間訓練雇用の率先実施に取り組む。

このほか、新たに、ICTを活用した在宅就労支援として、(1)ICTしごとサポートの設置、(2)就学中(中学・高校世代)からの能力開発支援として「ICTスキルアップ講習会」の開催、(3)発注拡大に向けた企業等への働きかけ、に取り組むとともに、介護事業所での障害者の就労促進に向け、(1)市内介護事業所の実態把握及び実習受入の促進、(2)実習受入を行う社会福祉法人などの環境整備への支援として、障害特性の理解や支援方法等について職員向けの研修、に取り組む。

③29年度から、地域での「居場所づくり」「しごとづくり」を進めるしごと開拓員を社会福祉協議会に委託するとともに、障害者支援施策と一体となって開拓に当るなどの工夫を行っており、今後とも、社会福祉法人の社会貢献の責務化などを視野に入れながら、さらに積極的に事業所の開拓を行いたいと考えている。

④多様な働き方の推進について、29年度は、参加者のレベルに合わせた形でのクラウドソーシング実践講習会を取り入れるなど内容の充実に取り組むほか、企業向けには人材確保、人材定着といった観点から多様な働き方のひとつの形態としてテレワークを実施できる体制を整備することの必要性を主眼とした啓発セミナー等を開催し、まずは企業側の理解を得ていく。

オ. 委員の意見